



森林施業計画認定書(変更)

認定番号 18-16(変2-21)

平成22年1月16日

三原村長 杉本 嘉宏 様

三原村長 杉本 嘉宏



森林法第12条第1項の規定により、平成22年1月4日に請求の
あった森林施業計画については、これを適当であると認定する。

平成22年1月4日

森林施業計画認定請求書

三原村長 様
森林施業請求者 幡多郡三原村

森林施業作成者 住所 高知県幡多郡三原村来栖野346

氏名 三原森林組合 代表理事組合長 藤本昌正



別紙の森林施業計画書に下記の書類を添えて森林法第11条第1項の規定による認定の請求をします。

記

- 1 森林施業計画書の対象とする森林の所在、当該森林の施業に必要な林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況及び公益的機能別施業森林の区域内の皆伐による伐採をする森林の区域（風害の防備のための森林その他の特に带状に残存すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林については、主伐として伐採をする森林の区域）を表示した図面
- 2 森林施業計画書の対象とする森林につき当該森林の森林所有者以外の者が当該森林施業計画を作成した場合におけるその者が権原に基づき森林の立木の使用又は収益をする者であることを証する書面

注意事項

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 記の2は該当しない場合はその添付を要しない。
- 3 請求先は、同じ都道府県で2つ以上の市町村にまたがる場合は都道府県知事、2つ以上の都道府県にまたがる場合は農林水産大臣となる。

森林施業計画書(変更)

自 平成 18 年 2 月 5 日
〔 平成19年4月20日 (第1回変更) 〕
〔 平成22年1月25日 (第2回変更) 〕
至 平成 23 年 2 月 4 日

(記載注意事項)

1. 共同して森林施業計画を作成した場合にあっては(共同)と、表題の次に記載するものとする。
2. 変更の場合にあっては、表題の次に(変更)と、当該森林施業の計画期間の下に(変更後の森林施業計画に従って施業を開始しようとする日、平成〇年〇月〇日)と記載するものとし、以下の表の記載は、変更に係る部分について、変更前の計画にあっては黒書きとし、変更後の計画にあっては赤書きとする。
3. 災害その他やむを得ない理由により森林施業計画において定められている施業ができなかった場合又は当該森林施業計画において定められていない施業を行った場合にあっては、その事実の発生後の変更においてその事実を以下の表に記載する際には括弧を付して赤書きとする。

(2) 長期の伐採立木材積及び造林面積

区分	期間	伐採立木材積(m ³)			造林面積(ha)		
		主伐	間伐	計	人工造林	天然更新	計
資源の循環利用林	I 分期		691	691			
	II 分期						
	III 分期						
	IV 分期						
	V 分期	547		547			
	VI 分期	3,785		3,785			
	VII 分期	2,297		2,297			
	VIII 分期						
水土保持林	I 分期		817	817			
	II 分期						
	III 分期						
	IV 分期						
	V 分期						
	VI 分期	10,773		10,773			
	VII 分期						
	VIII 分期	2,025		2,025			
森林と人との共生林	I 分期						
	II 分期						
	III 分期						
	IV 分期						
	V 分期						
	VI 分期						
	VII 分期						
	VIII 分期						

(3) 森林施業の共同化に関する長期の方針

市・森林組合による地域説明会の開催や各森林所有者への施業実施の働きかけを積極的に行い、可能な限り効率の良い共同施業や団地化施業の推進を図る。

不在地主化や高齢化にともない直接施業が出来ない森林所有者に対しては、森林組合等の林業関係機関に施業の受委託を斡旋し、適切な施業実施を推進する。

作業道を設置する場合は、施業時期が早いところを優先的に、かつ一体的な施業が可能な路線を計画する。

(4) その他参考とすべき事項

(2) 伐採計画及び造林計画の再計

(単位: ha, m³)

時期	伐採計画		造林計画		備考	
	伐採立木材積	間伐面積	造林面積	うち植栽		
I					17年	18.2.5～18.3.31
II					18年	18.4.1～19.3.31
III					19年	19.4.1～20.3.31
IV					20年	20.4.1～21.3.31
V	1,508	22.73			21年	21.4.1～22.3.31
VI					22年	22.4.1～23.2.4
計	1,508	22.73				

(記載注意事項)

1. (1)の伐採計画及び造林計画について、時期ごとに再計し記載する。
2. 2以上の市町村にわたるものにあつては、市町村ごとに小計して別葉とし、都道府県ごとに再計して記載する。

3 保育計画

保育の種類別計画

保育の種類	面積(ha)	備考
下刈り		
つる切り		
除伐		
合計		

(記載注意事項)

1. 面積の記載はヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位を四捨五入す
2. 2以上の市町村にわたるものにあつては、市町村ごとに小計して別業とし、合計欄は、都道府県ごとに再計して合計を記載すること。
3. 保育の種類は必要に応じ追加して記載すること。

18

森林施業計画認定書

認定番号 18-16

平成18年1月16日

様

原村長 久保 知



森林法第11条第1項の規定により、平成18年1月5日に請求のあった
森林施業計画については、これを適当であると認定する。

森林施業計画認定書(変更)

認定番号 18-1(変1-19)

平成19年12月17日

様

三原村長 久保知章



森林法第12条第1項の規定により、平成19年11月30日に請求のあった
森林施業計画については、これを適当であると認定する。

森林施業計画認定書

認定番号 22-3

平成23年1月27日

三原村長 杉本 嘉宏 様

三原村長 杉本 嘉宏



森林法第11条第1項の規定により、平成23年1月13日に請求の
あった森林施業計画については、これを適当であると認定する。

森林施業計画認定書

認定番号 22-1

平成22年10月21日

三原村長 杉本 嘉宏 様

三原村長 杉本 嘉宏



森林法第11条第1項の規定により、平成22年10月6日に請求の
あった森林施業計画については、これを適当であると認定する。

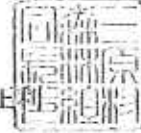
平成22年10月6日

森林施業計画認定請求書

三原村長 様
森林施業請求者 幡多郡三原村

森林施業作成者 住所 高知県幡多郡三原村米栖野346

氏名 三原森林組合 代表理事組合長 田野 正



別紙の森林施業計画書に下記の書類を添えて森林法第11条第1項の規定による認定の請求をします。

記

- 1 森林施業計画書の対象とする森林の所在、当該森林の施業に必要な林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況及び公益的機能別施業森林の区域内の皆伐による伐採をする森林の区域（風害の防備のための森林その他の特に帯状に残存すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林については、主伐として伐採をする森林の区域）を表示した図面
- 2 森林施業計画書の対象とする森林につき当該森林の森林所有者以外の者が当該森林施業計画を作成した場合におけるその者が権原に基づき森林の立木の使用又は収益をする者であることを証する書面

注意事項

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 記の2は該当しない場合はその添付を要しない。
- 3 請求先は、同じ都道府県で2つ以上の市町村にまたがる場合は都道府県知事、2つ以上の都道府県にまたがる場合は農林水産大臣となる。

森林施業計画書

〔 自 平成22年10月26日 〕
〔 至 平成27年10月25日 〕

1 森林施業の実施に関する長期の方針

(1) 森林施業の実施に関する基本方針

ア 資源の循環利用林

- ・ 木材資源の安定的、効率的な生産を図り、持続的な木材の供給につとめる。
- ・ 間伐は対³⁰年以下、上⁴⁰年以下について逐次実施する。
- ・ 主伐は対⁷⁰年、上⁸⁰年以上とする。

イ 水保保全林

- ・ 根茎の発達した高齢、高蓄積森林の造成を目指す。
- ・ 間伐は対⁴⁵年未満、上⁵⁵年未満について適時計画する。

ウ 森林と人との共生林

- ・ 該当なし。

(2) 長期の伐採立木材積及び造林面積

区分	期間	伐採立木材積(m3)			造林面積(ha)		
		上伐	間伐	計	人工造林	天然更新	計
資源の循環利用林	I期分		189	189			
	II期分	316		316	1.56		
	III期分	128		128	0.63		
	IV期分		852	852			
	V期分		286	0			
	VI期分		3,586	3,586			
	VII期分		12,547	12,547			
	VIII期分		15,695	15,695			
	小計	444	33,155	33,599	2.19	0	
水 土 保 全 林	I期分		711	711			
	II期分			0			
	III期分			0			
	IV期分			0			
	V期分			0			
	VI期分			0			
	VII期分			0			
	VIII期分			0			
	小計	0	711	711			
森 林 人 の 共 生 林	I期分						
	II期分						
	III期分						
	IV期分						
	V期分						
	VI期分						
	VII期分						
	VIII期分						
	小計						

(3) 森林施業の共同化に関する長期の方針

森林組合等による協議会を開催し、啓発普及活動の促進を通じて、森林施業を共同して行うため森林所有者間の合意形成に努めるとともに、森林所有者間の施業実施協定の締結を促進します。

また、不在村者に対しては、森林組合等による施業の受委託を促進し、なお一層努力して地域の実施体制への参加、協力を要請し適正な林業施業の確保に努める。森林施業共同化の促進に資するため、村、森林組合、林業事務所等地域に密着した機関による森林所有者に対する指導活動を強化していきます。

(4) その他参考とすべき事項

(2) 伐採計画及び造林計画の再計

時期	伐採計画		造林計画		備考
	伐採立木材積	間伐面積	造林面積	うち植栽	
I	275	3.79			22年 H22.10.26 ~ H23.3.31
II	436	6.04			23年 H23.4.1 ~ H24.3.31
III					24年 H24.4.1 ~ H25.3.31
IV					25年 H25.4.1 ~ H26.3.31
V					26年 H26.4.1 ~ H27.3.31
VI	189	2.66			27年 H27.4.1 ~ H28.3.31
計	900	12.39	0.00		

3 保育計画

保育の種類種類別計画

保育の種類	面積(ha)	備考
下刈り		
つる切り		
除伐		

4 要整備森林又は要間伐森林とされている森林の保育、その他の施業計画

要整備森林 要間伐森林 の別	所在地					施業 区分	施業 種類	面積	時期	認定 請求者	備考
	市町 村	人字	字	地番	所有者						
	該当なし										
	合計										

5 森林施業の共同化に関する事項

三原村・森林組合等による地域協議会の開催、普及啓発活動の促進、森林所有者への施業や経営の受委託の働きかけを積極的に行い、意欲ある林業経営体や林業事業体への施業、経営の集約化を図るとともに、森林施業の共同実施、作業路網の共同利用などの協定締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施の促進を図ります。

森林施業計画認定書

認定番号 22-4

平成22年10月21日

三原村長 杉本 嘉宏 様

三原村長 杉本 嘉宏



森林法第11条第1項の規定により、平成22年10月6日に請求の
あった森林施業計画については、これを適当であると認定する。

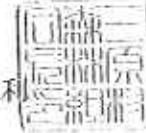
平成22年10月6日

森林施業計画認定請求書

三原村長様
森林施業請求者 幡多郡三原村

森林施業作成者 住所 高知県幡多郡三原村来栖野346

氏名 三原森林組合 代表理事組合長 田野 正利



別紙の森林施業計画書に下記の書類を添えて森林法第11条第1項の規定による認定の請求をします。

記

- 1 森林施業計画書の対象とする森林の所在、当該森林の施業に必要な林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況及び公益的機能別施業森林の区域内の皆伐による伐採をする森林の区域（風害の防備のための森林その他の特に带状に残存すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林については、主伐として伐採をする森林の区域）を表示した図面
- 2 森林施業計画書の対象とする森林につき当該森林の森林所有者以外の者が当該森林施業計画を作成した場合におけるその者が権原に基づき森林の立木の使用又は収益をする者であることを証する書面

注意事項

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 記の2は該当しない場合はその添付を要しない。
- 3 請求先は、同じ都道府県で2つ以上の市町村にまたがる場合は都道府県知事、2つ以上の都道府県にまたがる場合は農林水産大臣となる。

森林施業計画書

〔 白 平成22年10月26日 〕
〔 至 平成27年10月25日 〕

1 森林施業の実施に関する長期の方針

(1) 森林施業の実施に関する基本方針

ア 資源の循環利用林

- ・ 木材資源の安定的、効率的な生産を図り、持続的な木材の供給につとめる。
- ・ 間伐は対³30年以下、ヒ⁴40年以下について逐次実施する。
- ・ 主伐は対⁷70年、ヒ⁸80年以上とする。

イ 水土保持林

- ・ 根茎の発達した高齢、高蓄積森林の造成を目指す。
- ・ 間伐は対⁴45年未満、ヒ⁵55年未満について適時計画する。

ウ 森林と人との共生林

- ・ 該当なし

(2) 長期の伐採立木材積及び造林面積

区分	期間	伐採立木材積 (m ³)			造林面積 (ha)		
		主伐	間伐	計	人工造林	天然更新	計
資源の循環利用林	I 期分		2,199	2,199			
	II 期分		1,596	1,596			
	III 期分	41		41	0.21		
	IV 期分	138		138	0.73		
	V 期分	107	113	107	0.83		
	VI 期分		5,462	5,462			
	VII 期分		6,451	6,451			
	VIII 期分		6,005	6,005			
	小計	286	21,826	22,112	1.77		
水上保全本	I 期分			0			
	II 期分			0			
	III 期分			0			
	IV 期分			0			
	V 期分			0			
	VI 期分			0			
	VII 期分			0			
	VIII 期分			0			
	小計	0	0	0			
森林人の共生林	I 期分						
	II 期分						
	III 期分						
	IV 期分						
	V 期分						
	VI 期分						
	VII 期分						
	VIII 期分						
	小計						

(3) 森林施業の共同化に関する長期の方針

森林組合等による協議会を開催し、啓発普及活動の促進を通じて、森林施業を共同して行うため森林所有者間の合意形成に努めるとともに、森林所有者間の施業実施協定の締結を促進します。

また、不在村者に対しては、森林組合等による施業の受委託を促進し、なお一層努力して地域の実施体制への参加、協力を要請し適正な林業施業の確保に努める。森林施業共同化の促進に資するため、村、森林組合、林業事務所等地域に密着した機関による森林所有者に対する指導活動を強化していきます。

(4) その他参考とすべき事項

(2) 伐採計画及び造林計画の再計

時期	伐採計画		造林計画		備考
	伐採立木材積	間伐面積	造林面積	うち植栽	
I	475	8.20			22年 H22.11.1 ~ H23.3.31
II	249	6.09			23年 H23.4.1 ~ H24.3.31
III	369	3.27			24年 H24.4.1 ~ H25.3.31
IV	403	4.34			25年 H25.4.1 ~ H26.3.31
V	119	1.41			26年 H26.4.1 ~ H27.3.31
VI	584	8.07			27年 H27.4.1 ~ H28.3.31
計	2,199	31.38	0.00		

3 保育計画

保育の種類種類別計画

保育の種類	面積(ha)	備考
下刈り		
つる切り		
除伐		

4 要整備森林又は要間伐森林とされている森林の保育、その他の施業計画

要整備森林 要間伐森林 の別	所在地					施業 区分	施業 種類	面積	時期	認定 請求者	備考
	市町村	大字	字	地番	所有者						
	該当なし										
	合計										

5 森林施業の共同化に関する事項

三原村・森林組合等による地域協議会の開催、普及啓発活動の促進、森林所有者への施業や経営の受委託の働きかけを積極的に行い、意欲ある林業経営体や林業事業体への施業、経営の集約化を図るとともに、森林施業の共同実施、作業路網の共同利用などの協定締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施の促進を図ります。

